

郵便局データの公的機関等への提供について

これまでの取組

「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書(令和4年7月)

「郵便事業分野の個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正(令和4年7月)



郵便局の配達原簿・転居届の情報について、次の3つの場合に日本郵便が提供可能であることを明確化。

(「郵便物に関して知り得た他人の秘密」(郵便法第8条第2項)に該当する情報であっても、情報を用いる利益が秘密を守る利益を上回る)

- ・ 大規模災害等の緊急時に、被災者情報等を地方公共団体等に提供する場合
- ・ 国税又は地方税に関する調査協力要請に対して、滞納者の転居先情報を提供する場合
- ・ 弁護士会からの照会に対応する場合(弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待と関連なしと認めた照会に限る。)

現在の取組

(1) 郵便局データの公的機関等への提供のための「協議の場」の設定

検討事項

- ・ 標準的な照会フォーマット(統一的な様式、提供を求める具体的情報の明示 等)
- ・ 具体的な申請手続(受付窓口・審査体制)
- ・ 有料で提供する場合の金額設定

等

○ 大規模災害等の緊急時における提供

代表的な市町村等と日本郵便・日本郵政

○ 国税・地方税の滞納に係る調査協力要請における提供

国税庁と日本郵政・日本郵便

自治税務局と日本郵政・日本郵便

○ 弁護士会照会に対する提供

日本弁護士連合会と日本郵政・日本郵便

(2) 郵便局データ活用アドバイザリーボードの創設(令和4年12月)

上記の協議について助言を行い、また、日本郵政・日本郵便のデータ提供体制などについて助言する有識者会合を創設。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】

事例 1) (略)

事例 2) (略)

事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。

事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を凶ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

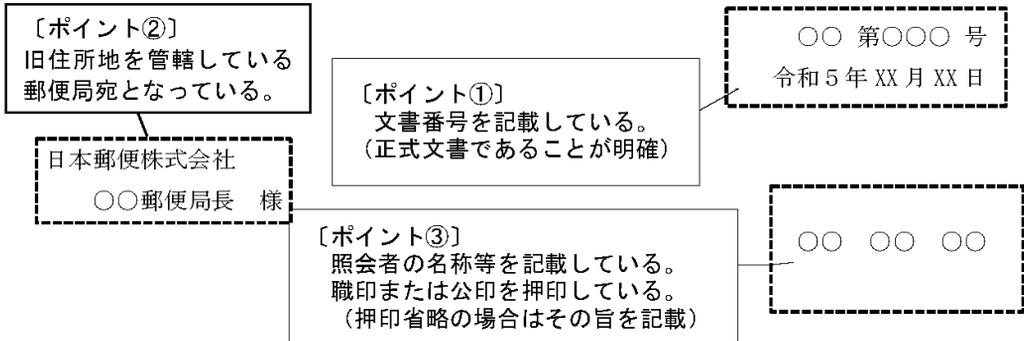
なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

地方税・弁護士会照会での取扱い

主な検討項目		地方税・弁護士会照会 における取扱い	(参考)空家等対策特別措置法に基づく転居情報開示
①照会を受ける 窓口	・日本郵便本社（支社）か、郵便局か	⇒各地域の郵便局（旧住所の配達を受け持つ郵便局）が窓口	同左
②照会方法	・書面による照会か、口頭による照会か	⇒書面による照会に限定	同左
③フォーマット	・日本郵便側が開示／非開示を外形的に判断できるような記載ぶりを設定する必要あり。 ・弁護士会照会については、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会」である旨、照会書のフォーマットに記載する必要あり。	⇒別添のとおり	国土交通省の事務連絡(令和2年3月3日)に照会書の作成例及び解説を添付
④提供する データの範囲	・転居届には①届出年月日、②転送開始希望日、③旧住所、④転居者氏名、⑤引き続き旧住所に住む方の有無・人数、⑥事業所名、⑦新住所、⑧電話番号、⑨転居届提出者氏名、⑩転居者との続柄を記載。 ・報告書及びガイドライン解説には、「…提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない」とされており、提供するデータの範囲はどの程度か。	⇒⑦新住所を回答	⑦新住所、⑧電話番号を回答。
⑤料金を設定する 場合の水準	・日本郵便がデータ提供に際して料金を徴収するか否か。する場合の水準は。	⇒回答に係る実費を関係機関が負担	無料
⑥提供に要する 期間	・日本郵便がデータ提供に要する期間	⇒1ヶ月程度（照会に不備がない場合）	同左
⑦提供を行う期間	・日本郵便がデータ提供を行う期間	⇒届出年月日から3年間提供	届出年月日から1年間提供
⑧提供開始時期	・日本郵便がデータ提供を開始する時期	⇒令和5年6月1日～運用開始予定	—

(※) 今後、関係機関との協議により変更になる可能性あり

照会書の様式例（解説）



地方税法第20条の11（又は国税徴収法第146条の2）に基づく情報の提供について（依頼）

[ポイント④]
根拠となる法令名称及び条項を記載している。

地方税法第20条の11（又は国税徴収法第146条の2）の規定に基づき、下記のとおり情報提供を求めます。

記

1. 提供を求める情報

次の(1)に居住していた(2)が、(1)から転出するために日本郵便株式会社に提出した転居届に記載された新住所（本依頼による確認時点のもの）。

(1) 〇〇県〇〇市〇〇町X丁目X番XX号

(2) XX XX

- [ポイント⑤]
- ・転送先の情報を照会している。
 - ・照会対象住所及び対象者を特定している。
 - ・個別の郵便物に紐づく転居情報の照会となっていない。

2. 提供を求める理由

項番1の者は、住民登録住所において居住実態が認められないため、住民票を異動することなく転居している可能性があり、所在の把握が困難となっています。

本人の実際の居住地を把握することで、円滑な滞納整理事務の遂行が可能となるため、転居届に係る情報の提供を求めるものです。

なお、公簿による調査等によっても項番1の情報を取得することは出来ず、代替手段はありません。

おって、本照会は「郵便事業分野における個人情報保護ガイドラインの解説」に定める【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】に該当するものです。

